

第三次環境基本計画（案）に対する  
地方ブロック別ヒアリングにおける  
意見発表者の意見概要について



## 第三次環境基本計画（案）に対する地方ブロック別ヒアリング 意見発表者意見概要 目次

会場名、開催日時	意見発表者	頁
関東ブロック （東京会場）  2月27日（月） 14:00～16:30 経済産業省別館 10階1028号会議室	後藤 隆      エコ・インフォメーション・プランナー	3
	福井 隆      東京農工大学客員教授	7
	穴戸 大裕      学生	11
	牧野 和敏      横浜市環境創造局環境活動推進部長	12
近畿ブロック （大阪会場）  2月28日（火） 14:00～16:30 大阪マーチャング イズマート (OMM)ビル1階サ ロン	阿蘇 紀夫      京（みやこ）エコロジーセンター事業長	22
	常俊 容子      （社）大阪自然環境保全協会理事	26
	齋藤 光仁      佐川急便（株）管理本部CSR環境推進部長	28
	井田 裕之      環境管理コンサルタント、環境管理業務代行、環境NPO代表 （博士（農学））	29
	谷口 暁      奈良環境ネットワーク代表	33
九州ブロック （熊本会場）  3月1日（水） 13:30～16:00 熊本県民交流館 パレア10階パ レアホール	堤 裕昭      熊本県立大学環境共生学部教授	34
	田上 辰也      熊本市環境保全局環境保全部水保全課課長補佐	36
	馬場恵美子      地球温暖化防止対策推進委員、エコ・ネットありあけ（代表）	39
	橋村 賢次      日本地研（株）、環境カウンセラー	41
	田辺 裕正      NPO法人 環境技術協会理事長	43
中国四国ブロッ ク（岡山会場）  3月6日（月） 14:00～16:30 ピュアリティま きび「千鳥」	磯部 作      （財）水島地域環境再生財団理事、日本福祉大学教授	46
	浅野 嘉彦      岡山県生活環境部環境政策課長	50
	西口 克彦      （株）クラレ倉敷事業所 事業所長	56
	兼信 英雄      太陽電気工業（株）代表取締役社長	59
	池田 満之      （株）環境アセスメントセンター西日本事業部代表取締役、持 続可能な開発のための教育の10年推進会議副代表理事	63
	小山 実      岡山商科大学付属高等学校教諭	66
	井上 修      環境教育研究、井上造園研究所	67
	船木 あけみ      生活協同組合おかやまコープ理事	70

会場名、開催日時	意見発表者、出席委員	頁
北海道ブロック (札幌会場) 3月7日(火) 14:00~16:30 札幌第2合同庁舎 講堂	小林 三樹 藤女子大学大学院人間生活学研究科教授	74
	藤田 郁男 NPO法人北海道環境カウンセラー協会会長、環境学習 フォーラム北海道代表	78
	谷口 弘一 北海道野の花を考える会会長、国学院大学栃木短期大学 講師	80
	宮本 英樹 NPO法人ねおす専務理事	83
中部ブロック (名古屋会場) 3月8日(水) 14:00~16:30 KKRホテル名古屋 4階「福寿」の間	坂部 孝夫 愛知県環境部技監	84
	磯谷 善一 環境カウンセラー	87
	杉山 範子 気象予報士	90
	百瀬 則子 ユニー(株)業務本部環境部長	93
	及川 稜乙 長野県大町市民	94
東北ブロック (仙台会場) 3月9日(木) 14:00~16:30 仙台第二合同庁舎2 階 共用大会議室	佐々木 明宏 特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて理事	97
	大内 勲 福島環境カウンセラー協会事務局長	103
	堀江 敏正 田尻町長	105

(参考) 地方ブロック別ヒアリング出席委員

ブロック名	出席委員
関東ブロック	大塚委員、高橋委員、中村委員、青木委員、河野委員、善養寺委員、武田委員
近畿ブロック	藤井委員、倉田委員、松田委員
九州ブロック	浅野委員、三橋委員、横山委員
中国四国ブロック	鈴木部会長、天野委員、塩田委員、山本委員
北海道ブロック	川上委員、筑紫委員、鳥井委員、馬場委員
中部ブロック	石坂委員、江森委員、田中委員、中野委員、福川委員
東北ブロック	和気委員、永里委員、長辻委員、松原委員

# 中央環境審議会総合政策部会「第三次環境基本計画（案）」への意見 市民参加・参画と情報公開等に関する部分を中心に

2006年2月27日

後藤 隆（エコ・インフォメーション・プランナー）

中央環境審議会総合政策部会がまとめた「第三次環境基本計画（案）」に対して、一市民の立場から、主に市民参加・参画、情報公開等に関する部分に対する意見を申します。

## 1. はじめに

環境基本計画は、1993年に制定された環境基本法第15条に基づき、政府が、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、そのほか環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、について定めるものである。

同法成立の大きなきっかけとなったのが、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）である。同サミットで採択された「開発と環境に関するリオ原則」では、生態系の保全や各国での環境法制定、汚染者負担の原則、環境影響評価の実施など、環境に関して国際社会及び各国が取り組むべき広範な宣言がなされた。

一方、同原則の第10宣言では、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われる」と明記され、環境に関する市民参加の必要性が国際的に改めて認識、共有された。

残念ながら環境基本法には市民参加に関する直接的な規定はみられず、環境保全を全ての者の公平な役割分担で行うと定めた第4条がそれに近い理念を示しているとされている。また、環境基本計画で「参加」が「循環」「共生」「国際的取組」と並んで長期目標として明記されているものの、第一次、第二次計画では「参加」が項目立てされたものの、その方向性に対応する施策は、パートナーシップの構築に重点が置かれ、政策形成過程への市民参加を進めるための特徴的、具体的な施策は打ち出されてこなかった。

現在までに制定された環境関連の法制度を見ても、「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）や、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）、改正された「森林法」（昭和26年法律第249号）などにNPOなどとの協働に関する規定が盛り込まれているが、事業ベースの連携が中心であり、参加に関する規定とは言いがたい。

## 2. 方向性について

今回まとめられた第三次環境基本計画案（以下「本案」と呼ぶ）の中で、市民参加に関する方向性と施策等を見ると、前々及び前計画と比べてその認識や施策展開の上で、大きな進歩が見られる。

政策の方向性について見ると、「第4節 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働

の推進」の「2．施策プロセスへの広範な主体による参画の促進」の中で、「参加」について、施策の実施段階だけでなく、施策の形成過程で「国民」( 市民 ) や「民間の各種組織」( N G O / N P O ) が参加・参画をできるようにしていくための仕組みづくりを進めていくとしている。

また、そうした参加・参画を促進するために、「施策決定に際してできるだけ幅広い情報を示しつつ、かつ、どのような検討を経てどのような理由でその施策決定がなされたか、行政として説明していき」、「施策の実施や事後の評価プロセスについても、国民や民間の各種団体の参加・参画を得ながら進めて」いく姿勢を明らかにしている。

さらに、「3．行政と国民とのコミュニケーションの質量両面からの向上」で、「環境に関わる情報が豊富に存在し、十分に活用される必要」があるとし、そのために、「民間・行政を問わず環境に関わる情報が効率的・効果的に収集され、かつわかりやすい形で提供される必要」があり、情報の交流と各種意見が政策決定にいかされる必要があると明記した点は高く評価される。

これは、本案でも触れられている、「環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスに関する条約( オーフス条約 ) の理念に通じるところが大きい。同条約は、環境分野における情報へのアクセスと意思決定への市民参加の改善が、意思決定の質を高め、同時にその実施を促進し、環境問題についての公衆( public ) の意識を向上するとしているからである。

とはいえ、わが国では、市民の意見を政策に反映する仕組みの整備が遅れている。2005年の第162回通常国会で改正された行政手続法では、パブリック・コメントが法律上位置づけられ、一步前進ととらえることができるが、意見募集にあたっての情報提供の内容や手法がわかりにくかったり、募集期間が短かったりという問題はいまだにある。

また、不特定多数の市民からの意見を一定の期間を決めて聴取することは、多数決的に運用された場合、為政者に都合よく逆効果である。また、社会的弱者など制度の不利益を被りやすい人の意見が看過されがちである。例えば、「環境省の政策に関する規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の考え方」( エコ・パブコメ ) などを、政府全体の手続に上乘せして定めておくと、環境政策への市民参加に具体性と実効性を与えるのではないか。

### 3．具体的な方策について

N G O / N P O などの民間団体の取組について、本案は、地域における取組と開発途上地域における植林やフェアトレード商品の普及などの国際的活動、自然環境の状況に関する調査研究、環境汚染の影響に関する調査研究、環境政策に関する研究などの環境保全に関する調査研究等専門的な知見を生かした取組を行うこと等が期待されるとし、国民の取組を支援する働きも期待されるとしている。

しかし、市民が求めているのは、より具体的な参加のためのツールとなる施策である。本案は、国の取組として、「法律に基づく基本方針・指針やガイドラインなどの形で、環境保全に関する施策の方向や全体像、各主体の役割分担のあり方などを提示」するとしているが、その前に、現行の法制度で改正すべき点は改正していく努力が必要である。

「環境影響評価法」( 平成9年法律第81号 ) では、事業者が対象事業について作成する方法書に対して市民が意見を述べることはできるが、事業の計画や構想段階から、白紙撤回も含めた代替案を用意して市民の意見を聴きながら事業について検討する「戦略的環境アセスメント」

は、いまだ導入されていない。環境影響評価はまさに環境省の「本領」であるだけに、環境基本計画の中でより大きな位置づけを与えるべきである。

関連して、例えば政府が「都市再生」の名の元に環境への影響を看過して近視眼的な規制緩和に踏み切るような愚挙を行わないように、あらゆる事業の計画や実施を通じて環境保全を第一義とすることを国として宣言すべきである。

参考までに他省の施策を見ると、法律ではないが、公共事業を推進する立場である国土交通省が2003年に策定した「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」は、市民参加と合意形成の手続きをある程度段階的に整理している点で評価できる。

地方公共団体については、市民参加や情報公開に関する施策展開上大きな差があることから、トップランナーの取組を評価しつつ、取組が遅れている自治体へのソフト面での支援なども検討すべきである。

本案は、市民・NPO等の環境に関する政策提言機能の強化を図ることを目的として、「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催し、優れた提案についてモデル事業化し、パートナーシップによる政策立案を促進するとしている。しかし、同フォーラムはどちらかという事業表彰に偏りがちで、政策提言の名を冠するのはややおこがましい感がある。加えて、政策提言を市民が政府や行政などに対して行う行為であるにとらえると、市民による提案を基にした政策が実現していない状態で、提言相手である政府に手の内を明かすのは、政策提言主体として取るべき行いとは思えない。フォーラムの開催よりも、市民に広範な環境情報を公開し、かつ、政策提言を受け入れる窓口の強化・拡充に力を入れることが、長期的に市民の環境政策提言能力向上につながると思われる。

#### 4. 施策の体系、特に環境情報の整備と公開等について

先にあげた方向性に基づき、本案では市民参加を進める施策の体系と方策を示している。

施策の体系としては、「第2章 環境保全施策の体系 / 第2節 各種施策の基盤となる施策 / 3 環境情報の整備と提供」の中で、次の点をあげている。

環境状況、環境負荷、環境変化の予測、環境保全の取組などに係る環境情報の体系的な整備と利用（データベース化の体系的な推進、国が保有する環境情報のネットワーク化、公害・環境問題に係る資料の適正な保存等）

環境保全に関する情報の整備と各主体への正確、適切な提供（国内の環境情報拠点の整備）

環境情報の収集の迅速化及び情報の分析能力の向上

上記で問題となるのは、環境情報の保管期間である。環境省文書管理規程（平成15年8月29日環境省訓令第35号）では、行政文書の保管期間について、次のように定めている

第1類（法律又は政令の制定、改正又は廃止等の案件を閣議にかけるための決裁文書等）= 30年

第2類（許認可等をするための決裁文書、不服申立に対する裁決書等）= 10年

第3類（法律又はこれに基づく命令により作成すべきものとされる事業の基本計画書若しくは年度計画書又はこれらに基づく実績報告書等）= 5年

第4類（予算要求説明資料、政策の決定又は遂行上参考とした事項が記録されたもの、行政運営上の懇談会の検討結果等）= 3年

第5類（嘆願書、届出書等）= 1年

第6類（その他の文書）= 事務処理上必要な1年未満の期間

特に、「その他の文書」にあたるものは何か、市民参加やパブリック・コメント、会議等の記

録は何年間、どこに、どのように保管されるかは、情報へのアクセスを確保する上で重要である。

また、環境保全のための情報公開が、説明されない「国益」を理由に拒まれる可能性もあるため、環境省秘密文書取扱規程（平成 13 年 1 月 6 日環境省訓令第 14 号）との関係などについて整理し、公開を原則とする方針を明記すべきである。

## 5．環境問題と規制に関する予測が必要

本案は、「我が国及び世界の将来を長期にわたって展望しつつ、2025 年頃までに実現すべき社会を見据え」ることが重要であるとしている。今後、本案で打ち出される方針と施策にのっとなって、国内の環境政策は展開されることになる。その際に重要なのは、今後日本と世界の環境がどうなるか、何が問題となるかについての「予測」と「洞察」を行い、その中でも最悪のシナリオを想定して対策となる政策や施策を用意し、実現のために必要な道具立てを考えることである。

本案は非常に網羅的な内容ではあるが、あくまで「過去または現在」問題となっている事項を基に計画が立てられている。しかし、今後社会的に問題となるだろう環境問題や、必要となるだろう規制についても、より多くの記述が求められる。例えば、EUでは電気・電子機器に対する特定有害物質の使用を制限する「RoHS指令」による規制が開始されるが、わが国にとって今後重要となる規制への対応についても触れるべきである。

なお、将来への予見を前面に出した例としては、OECDが公表している報告書「環境アウトLOOK」の手法が参考になる。2001年版の同報告を見ると、今後20年間のOECD諸国の環境問題に関する予測と、主要課題に取り組むための現実的な優先分野をまとめている。

## 6．環境基本法改正を / 環境省再編も視野に

持続可能な社会を実現するため、国をあげて環境政策を推進していく上で、環境基本法の改正が必要であろう。特に、市民参加や協働、情報へのアクセス等に関する明文規定など、策定時に手を付けられなかったが、その後必要性が国内外で共通の認識となった事項については、盛り込むべきである。

これは、「憲法に環境規定を」という主張とも相まって、やや腫れ物に触れるように扱われがちな話題であるが、本案では「環境」と並んで「持続可能性」が最も重要な理念、要素として頻出していることから、「環境・持続可能社会基本法」のように全面改正することも視野に入れてよいのではないか。もちろんその時は、本計画の章立てや体裁、名称等も大きく変わる事となる。

また、「循環型社会形成推進基本法」と「廃棄物処理法」の融合を同時に進める等、環境に関する基本法と実定法全体の再構築を念頭に置くべきである。

さらに、「エコロジー・持続可能な開発省」があるフランスやスウェーデンのように、環境省を「環境・持続可能な開発省」に再編、改組することも選択肢の一つである。他省が策定する各種総合計画との調整も不可欠だ。

以上



## 環境基本計画への提言

2006.2.25

東京農工大学

客員教授 福井隆

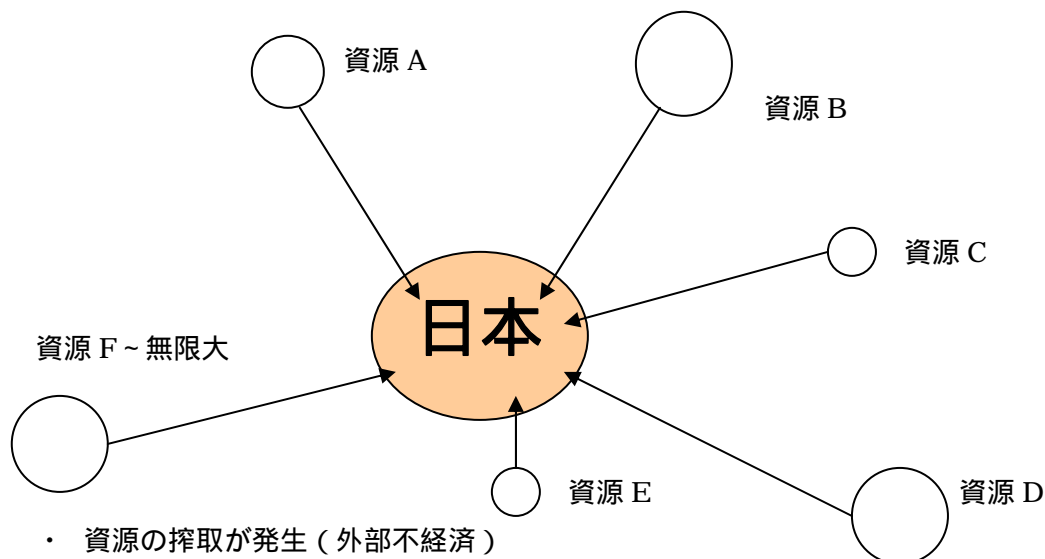
第三次環境基本計画（案）について、下記の通り意見を述べる。

1. 第一部 第2章 第1節と第二部 第1章 第7節 第8節を中心に読んでの意見
2. 別紙資料に示したように、この計画に謳われている「環境保全と豊かな暮らしの両立」という考え方から、一歩進んで「環境保全から、生活活動を地域環境との関係へ内部化することによって、美しい生態系を構築する」考え方へ進めるよう（最低でも50年後）バックキャストの考え方で取り組む計画を作成するのが必要ではないかと考える。
3. 地域コミュニティは再生するものではなく、活動を通じて自ずと再生するものである。地域コミュニティに積極的に関わりなさいといったところで、何も解決しないのがこの数十年の日本の実態である。別紙に示したように、地域内での物質・エネルギー循環を創り上げる活動の中で、コミュニティは再生されるのではないだろうか。その時に重要なことが、支援し合う経済を評価できる軸を作り、古くから伝わる「結い」や「もやい」などに代わる新たな仕組み「コミュニティビジネス」などの位置づけを評価することである。一緒に地域での生活を創り上げる中で人々は新たなつながりを創り上げることができ、同時にコミュニティを創れなければ生活も成り立たない表裏一体の関係になるのが当然ではないだろうか。
4. 上記同様、環境は保全するものではなく、環境資源を自然との応答の中で上手く利用し（持続可能性に配慮し）生活システムの中に内部化することによって、美しく豊かな環境がとりもどせるのである。この地域にあるものを、その地域に伝わる方法で利用し、同時に最新のテクノロジーを取り入れることで、豊かな生活は可能である。
5. 上記の意味で、環境保全は教育で押し付けるものではなく、生活の中に新たな社会生活システムを取り入れるように、バックキャスト手法で創り上げていく必要があり、その中からそれぞれの地域にあった、自然環境と共存する営みが作り上げられていくものと考えている。
6. かつて、イザベラバードが桃源郷と称した日本の里地里山の風景。それは生存の風景であった。厳しい自然と対峙する中で、自然と応答し「手入れの心」を持って生活を作りあげてきた人々が作った生存風景であった。このような農山村の風景を、最新のテクノロジーと日本人の心の融合で創り上げることによって、豊かな生態系はとりもどすことができるかと確信する。

資料 1. 社会システム

A : グローバルスタンダードな資本主義経済システム

( 国家発展型社会システム )

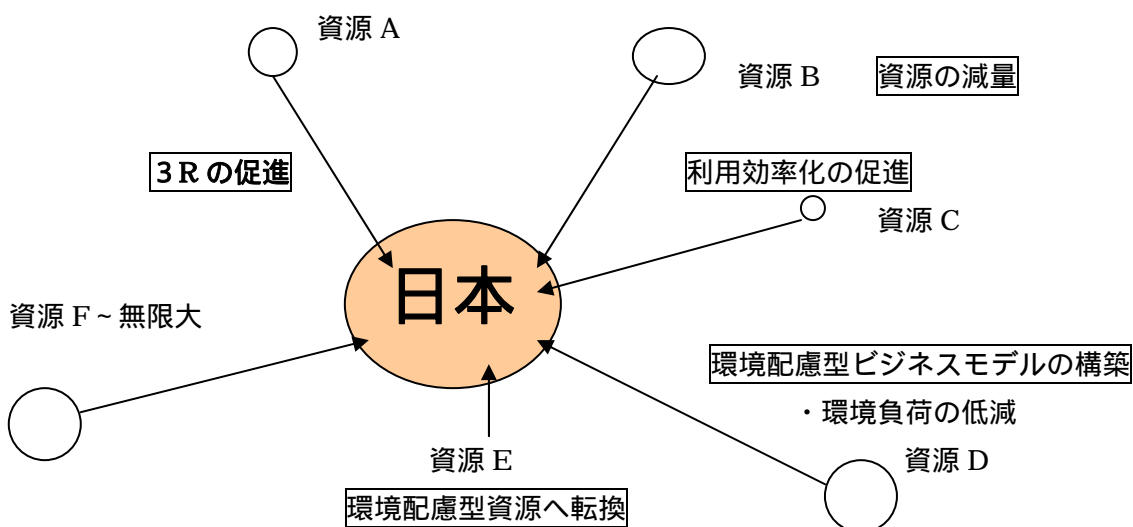


- ・ 資源の搾取が発生 (外部不経済)
- ・ 環境配慮不足等の状況が発生

環境問題の解決へ

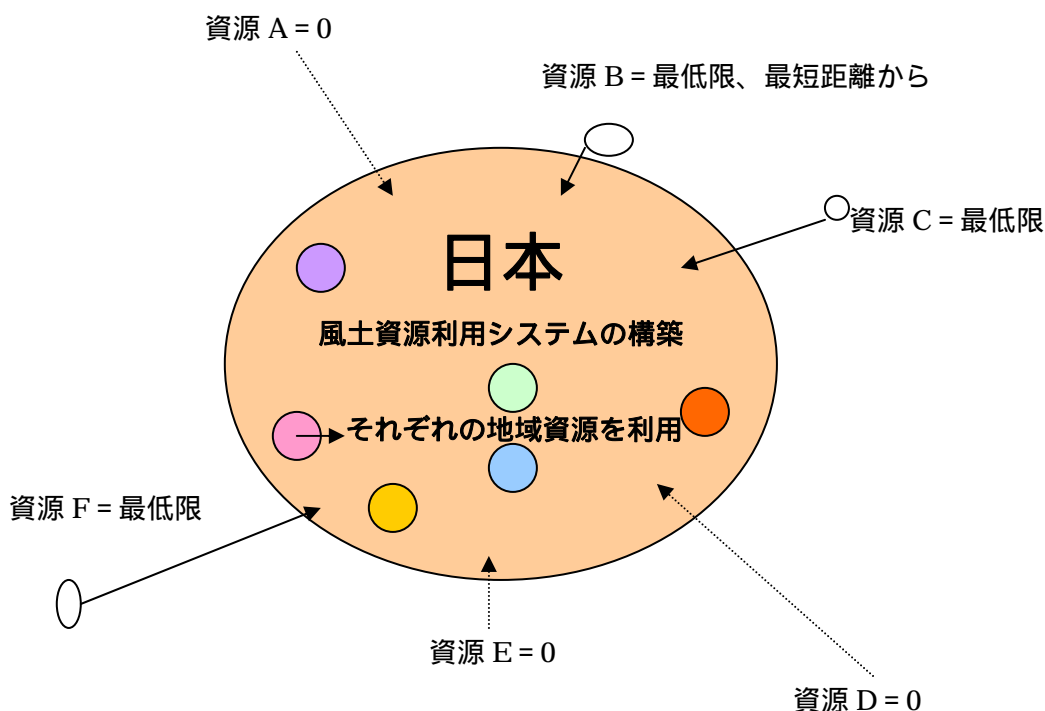
B : 環境保全型社会システムの構築

( 第三次環境基本計画の基本概念 )



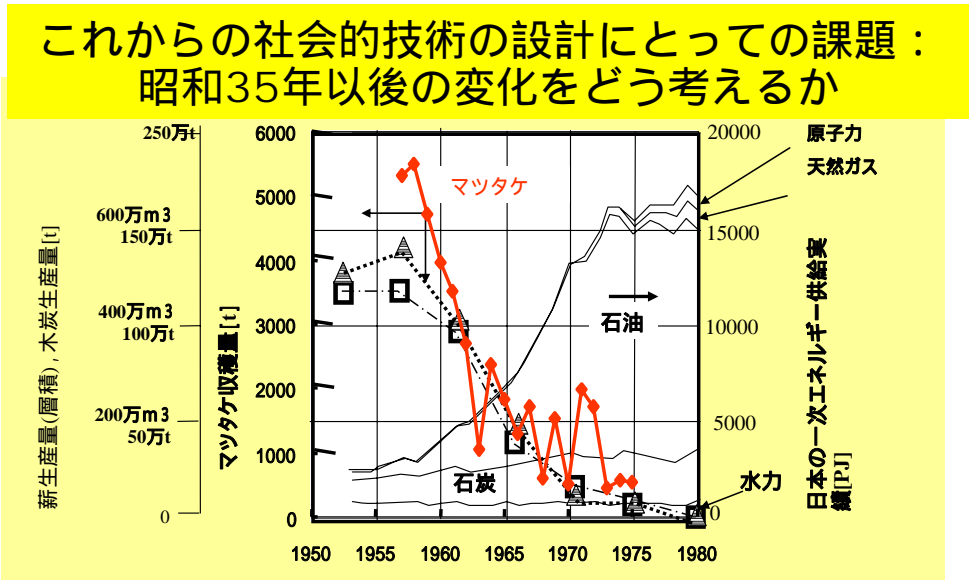
- ・ 50年先からのバックキャストの視点に立ったとき、果たしてこれで持続可能性が担保されるのか？

C：風土資源利用型社会システムの構築  
 (地域持続型社会システムへの転換)



1. 50～100年先にあるべき社会システムからのバックキャスト手法で、計画を作るべきである。(その意味で、もう少し先を見据えた計画を！)
2. 風土 - 人間の最適化をはかる社会システムを検討するべきである。
3. 日本固有の気候風土を生かした社会システムが相応しい。それは、自然と人間が関係を結びながら(自然との応答から生まれる関係)作り上げるシステムである。手入れ文化(養老孟司)が作りあげてきた、日本の里山を中心とした豊かな生態系を基本とするべきである。(アジアモンスーン型社会システムと考えても良い)
4. 各地域の閉鎖系の中で物質・エネルギー収支のバランスをとり、その上で過不足を他の地域との収支で補うことを基本とする。
5. 環境保全から、生活活動を環境との関係へ内部化することによって豊かな地域生態、地域の社会システム構築へつなげる視点こそ重要である。
6. 地域内循環型社会構築の視点において重要な要素は、経済を貨幣価値の「ものさし」だけではかる事を避け、新たな「ものさし」を創り上げる必要がある。それは、貨幣経済価値を基本においた上で、支援経済と自給経済についても経済をはかる尺度として採用することである。コミュニティビジネスや地域通貨などは、支援経済の枠組みで再評価し、従来の「結い」や「もやい」の現代版として規定するなどが重要。

資料2 . 木炭生産量とマツタケ収穫量



石油の導入とともに激減した薪炭生産とマツタケの収穫

堀尾、バイオマス利用による「持続型社会」の形成、エネルギー資源(エネルギー資源学会)、vol.26, no.3, pp.38-42(2005)

(データ: マツタケ - 人工増殖の試み, 森林微生物研究会編, 農林漁村文化協会(1979)、および、「総合エネルギー統計」より)

## 「第三次環境基本計画案」

### 第1章1節の4(11110)及び第2章2節(12201)に関連して

「今、国土再生を始めることの歴史的意義」 ～環境問題克服のために～ 宍戸 大裕

#### 一、国土再生は日本の文明力向上の出発点

- ・ 一国の文明力を測る指標とは？  
国民一人一人の道徳心  
土地の生産力

#### 二、国土再生の「たての効果」(超時代的意味)と「横の効果」(同時代的意味)

「たての効果」とは？

今 : 国土再生(私たちの時代に)...風景の再生、土地の歴史性の回復

30年後 : 日本人の心の回復(子どもたちの時代に)...自然への回帰、情操の涵養

60~100年後 : 環境問題の全面的克服(孫、ひ孫の時代に)...経験の共有=前提  
の共有による思考の転換

「横の効果」とは？

- ・ 国家目標を掲げることによる関係省庁の利害の一致

例) 農水省 : 食料自給率の向上

国交省 : 自然再生推進法の強化

文科省 : 発展的学習の時間における実地教育の拡大、地域コミュニティの活性化

外務省 : 食料安全保障

- ・ 霞ヶ関における環境省の「内部」化...総覧者としての環境省

#### 三、国土再生の方法

地方における「実質的效果」...自治体主導の取り組み

例) 食料自給率の向上

都市における「象徴的效果」...国家主導の取り組み

例) 日本橋に空を

平成 18 年 2 月 27 日

## 中央環境審議会総合計画部会関東ブロックヒアリング

### 意見陳述要旨

横浜市環境創造局

環境活動推進部長 牧野和敏

1. 「緑地保全」を、第二部第 1 章の重点分野の一つに位置づけるべきと考えます。
  - (1) 高度成長期以来の宅地開発等により、都市の中や近郊の緑地の減少が進み、身近に残された緑地の保全は市民の強い願いでもあります。横浜市においても市域の緑被率は 30% を僅かに超えるだけとなり、この緑被率 30%を守ることが環境行政の大きな課題となっています。
  - (2) 本基本計画案では、[10005]において三つの関わりを意識しつつ環境の保全を考慮することが重要と述べられ、その一つとして[10007]心の面から見た環境と我々の関わりとして、「我々の精神生活を豊かにするための環境という観点から自然環境を適切に保全する」と書かれています。
  - (3) しかし、第二部の重点分野においては、緑地保全は取り上げられておらず、緑地保全は温暖化防止や大気環境、水環境、生物多様性などの環境課題を解決するための、施策の一つとして位置づけられているに過ぎません。
  - (4) 大都市の住民にとって、世界自然遺産、国立公園、ラムサール湿地といった遠く離れた大きな自然も勿論大切ですが、日常的に接する都市の中あるいは近郊に残されている緑地こそ、安らぎと憩いと潤いを与えてくれる大切な環境要素です
  - (5) 国民の多くが大都市の居住するわが国にあっては、都市の中や近郊の「緑地保全」こそ、環境基本構想の重点分野の一つに取り上げるにふさわしい項目と考えます。

#### 2. 環境行動・環境活動の位置づけが十分でないと考えます

- (1) 平成 15 年に環境教育推進法が制定され、国に引き続き地方公共団体においても環境教育基本方針を策定されています。横浜市においても、平成 17 年 2 月に基本方針、そしてこの 3 月にアクションプランを策定し、環境教育の推進に力をいれているところです。
- (2) 横浜市では、平成 14 年に策定した中期政策プランにおいて目指すべき都市像の一つに「環境行動都市」を掲げ、昨年の環境教育基本方針においても、その推進のキーワードとして「関心」「行動」「協働」を取り上げて、実践の重要性を訴えました。
- (3) 今日の環境問題は地球温暖化、廃棄物、生物多様性の崩壊などの、人類の存続する危うくしている喫緊の課題であり、その解決のためには行政のみならず一人ひとりの国民(市民)にいたるまで、全ての主体による環境配慮の実践を求められています。

- (4) このような現状を考えると、環境教育では「質の高い環境教育により理解が深まり実践が生まれる」という段階論的な捉え方ではなく、「環境行動の実践を通して更に質の高い理解が生まれる」という考えに基づく取り組みの方が現実のニーズに近いと思います。そこで、「環境教育・環境学習と実践とが一体的に多くの国民(市民)によって行なわれる仕組み、あるいは取組を生み出すこと」が重要と考えます。
- (5) 本基本計画案では、環境教育・環境学習はたびたび取り上げられていますが、環境行動・環境活動についての記述が少なくその意義も十分触れられていないので、その位置づけを明確にし、重要性を訴える必要があると考えます。

### 3. 地方公共団体の役割の記述が一方的であると考えます

- (1) 近年、地球温暖化対策、廃棄物対策、水・緑の保全など様々な環境分野において、各地の先進自治体が意欲的な取り組みを進めています。
- (2) これらの環境分野の先進自治体では、単に国の定めた施策を遂行するに留まらず、地域の抱える課題から地球環境問題までをそれぞれの立場で受け止め、その地域において知恵を生み出し、市民・事業者とともに取り組みを進めています。
- (3) 地方自治体における環境問題への取り組みは、市民全員を巻き込んで実践していくものであり、施策を打ち出せばすぐに市民からの反応が戻ってくるという日常的な接点を持つ中で進めているため、その地域にあった個性豊かな施策となっています。
- (4) 本基本計画案では、多くの自治体の彩り豊かな先進的な取組というものが全く消え、「自然的社会的条件、権限に応じて」「地域住民への情報提供」「住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割」「実施状況を点検するとともに、地域の各主体と連携を図りながら」といった包括的表現に終始しているのは残念です。
- (5) この基本計画案も、策定後は国民(市民)一人ひとりに直接働きかけるチャンネルを持っている地方自治体はその役割を発揮することにより、大きく花開くと思われますので、各地の先進的取組を例示的に取り上げていただいたほうが、多くの自治体で活用される基本計画になると思います。

### 4. 行政の、特に地方公共団体の率先行動の重要性を記述する必要があると考えます。

- (1) 今日多くの地方公共団体が、温暖化防止実行計画、ISO14001、グリーン購入、廃棄物削減などの様々な分野で、行政自らの率先行動として取り組んでいます。
- (2) 地球環境問題は、一人ひとりの日常生活、一つひとつの事業所の経済活動から環境負荷の積み重ねで起きており、その対策としては一人ひとりの市民、1社1社の事業所に、環境行動を呼びかける必要があります。そこで、国民(市民)・事業者に呼びかけるとともに、行政自らがまず実践に取り組んでいます。
- (3) しかし、地方公共団体の率先行動は単なる率先垂範や数値目標達成ではありません。特にISO14001のようにPDCAサイクルが明確な場合には、職員が実践する中で、様々

な業務、日常生活の中での環境との接点を考える姿勢が身につきます。そして、国民(市民)と向き合ったときでもただ行政が決めた事を伝えるのではなく、自分も実践してみた実感をもって国民(市民)と接することができますし、事業者とも同じISO14001取得事業所として同じ立場で話すことができます。

- (4) このように、地方公共団体における環境の率先行動は、行政 v s 国民(市民)・事業所という対置の関係から、環境問題に同じ立場で取り組むもの同士というパートナーシップ・協働の関係となり、そのことが国民(市民)・事業者を巻き込んだ地域全体での環境の取組の推進に際し、大きな意味を持つこととなります。
- (5) 地方公共団体の環境率先行動は、このように多彩な意義をもっています。この率先行動の意義や重要性についても、基本計画案において言及し、今後の率先行動の広がりを求めていくことが大切であると考えます。

5. 国と地方公共団体との対話の必要性を位置づける必要があると考えます。

- (1) 国、地方公共団体、国民の役割を踏まえた連携の強化[12402]の第1パラグラフの最後の部分「仕組みづくりやパートナーシップづくりを、地方公共団体と役割分担しながら」とあります。
- (2) 勿論、国と地方公共団体はそれぞれの役割が異なるので役割分担は必要ですが、これまで述べてきたように地方自治体の環境行政と国の環境行政では、よって立つ基盤が違います。
- (3) したがって、わが国において最大限の環境効果を生み出す環境行政を進めるためには、国民(市民)の様々な取組と日常的に接し、共に環境行政を進めている地方公共団体とさらに大きな立場で政策立案する国とが、知恵を出し合う「対話」がとても必要だと思えます。そして、その対話を通して自ずと役割分担が出てくるものと考えます。
- (4) 本基本計画案のしかるべき位置で、国と地方公共団体との対話を位置づける必要があると考えます。



10007：8 行目「我々の精神生活を豊かにするための環境という観点からも自然環境を適切に保全する」と打ち出しているが、第 1 部、第 2 部では、緑地保全は「水環境」や「生物多様性」分野の施策の一つとしてしか位置づけられていません。第 2 部の重点分野の一つに「緑地保全」と加えるべきだと思います。

10012：5 番目の「世代間」には、今まだこの世に生を受けていない将来世代まで含まれることを明示的に書き込むべきだと思います。

11211：(1)経済活動の面では、グリーン購入ばかりでなく、温暖化対策実行計画や ISO14001、庁内ごみゼロなど、多くの地方公共団体が行政自らの率先行動として取り組んでいますので、これらのことにも触れ、行政が様々な率先行動に取り組んでいることの意義についても書いていただきたい。

11212：17 ページ 2 行目の「行動に結びつくような質の高い環境教育」とありますが、環境教育・環境学習と環境行動・環境活動が結びつくのは「質が高い・低い」の問題とは異なると思います。環境教育では「質の高い環境教育により理解が深まり実践が生まれる」という段階論的な捉え方より、「実践を通して更に質の高い理解が生まれる」という方が現実近く、環境問題の切羽つまった状況を考えれば一斉行動に重点を置いた取組が必要と思います。そして、課題としては「環境教育・環境学習と実践とが一体的に行なわれる仕組み、あるいは取組を生み出すこと」だと思います。

12104：10 行目「何かを我慢することを求めるものではありません。」という表現は確かに色々な人が言いますが、私たちの願望を満たすために大量生産、大量消費、大量廃棄を生み出し、その結果が現在の地球規模の環境危機を生み出し、私たちにライフスタイルの転換を迫っていることを考えれば、自制や我慢の大切さもある程度訴える必要があるのではないのでしょうか。

12104：下から 6 行目「環境保全の人づくり」という表現は、分からないこともありませんが、漠然としすぎているので、例示を加えるなどもう少し分かりやすい表現にしたほうが良いと思います。

12402：「国、地方公共団体、国民の役割を踏まえた連携の強化」の第 1 パラグラフの最後の部分「仕組みづくりやパートナーシップづくりを、地方公共団体と役割分担しながら」とありますが、国民（市民）一人ひとりに環境配慮の取組を起こしてもらうためには、役割分担の前に、国民(市民)の様々な取組と日常的に接している地方公共団体と国レベルの政策を立案する国との、知恵を出し合う対話こそ必要だと思います。

21103：8行目「海面の上昇などの影響はその後1世紀以上にわたって」は、IPCC3次レポートに照らしても、過少な表現であり「その後千年以上にわたって」とすべきだと思います。

21116：6行目の「地域の各主体間のパートナーシップの形成、環境教育」は、その直前の「先進的モデル地域づくり」とは別の項として立てたほうが分かりやすいと思います。

21116：地方公共団体の役割に「地方公共団体が広く市民を啓発するとともに、温暖化防止に寄与する具体的な行動提案を行い国民（市民）に参加を呼びかける」という記述も加えたほうが良いと思います、また同様の記述は21224にも通じると思います。

21118：(エ)国民の欄の最初に「・地球温暖化への正しい理解と実践」が必要だと思います。また第2項には「リサイクル活動」の前に「省エネ活動」を加えたほうが良いと思います。さらに「一人ひとりが自宅や職場などで取り組める環境配慮の活動」を加えたほうが良いと思います。

21121：「評価見直しプロセス（PDCA）の重視」は国だけでなく、各主体・各層がそれぞれの取り組みの中でPDCAサイクルを回し、実効性の高い取組に発展させていくという表現を加えたほうが良いと思います。

21233：「一人ひとりのライフスタイルに根ざした地域重視の循環型社会づくり」に何故、地方公共団体という言葉が出てこないのでしょうか。地域における循環型社会づくりのスキームは、地方公共団体の役割が大きいと思います。特に、50ページ9行目に何故「国」が入ってくるのでしょうか。この場合の10行目の「地方」はどの程度の規模の地域を考えているのでしょうか。

21234：7行目以降の「事業活動における環境配慮を確実に実施していくため、環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表」の部分は3Rの分野だけでなく、「第1節 地球温暖化対策」や「第3節 大気環境」「第4節 水環境」「第5節 化学物質」にも通じる問題だと思います。それぞれの項に書き加えるか、別の箇所に包括的に書くか、いずれかにしたほうが良いと思います

21223：「ウ 事業者」の欄には、様々な企業が現在取り組んでいる「ゼロエミッション」の取組の拡大を取り上げたほうが良いと思います。また現在は夫々の企業が社内基準で設定し進めているゼロエミッションについて、異なる主体・組織でも共有できる条件を設定

し、取り組みを広げていく必要があります。

21224：2行目の「産業の垣根を越えた事業者間の協力も含め、各主体間の連携の場の提供」という表現は大変良いと思いますが、これは他の課題でも通じることであり、特に温暖化について、この表現は大変重要と思います。

21226：「他の関係団体とのパートナーシップの育成」については、例示を入れてもう少し具体的なイメージを示す必要があると思います。またこのパートナーシップは、国だけでなく地方公共団体が地域の国民（市民）や事業者などと組むことも重要と思います。

21237：2行目の「両者の相乗効果（シナジー）を最大限に発揮」は温暖化対策の分野でも大切でありますので、温暖化の項にも同様の記述が必要と思います。

21319：ウ 「環境的に持続可能な交通システムの実現」の最後で船舶について触れているので、EUにおいて検討が始まっているように「航空機」についても言及すべきではないでしょうか。22138も同様。

21431：(2)国の取組の最終行ですが「国民の意識を向上させるための取組を推進」は、国だけでなく、国民(市民)と直接接している「地方公共団体と連携し」を挿入したほうが良いと思います。

21605：第2の危機で「人為の働きかけの減少による里地里山生態系への影響」は「里地里山生態系の劣化」の方が良いと思いますが、それ以前に、「宅地開発等による里地里山の喪失」の方が大きい問題ですので、そこにも言及する必要があると思います。

21628：イ地方公共団体の1行目は、いきなり「生物多様性保全のための施策」ではなく、その前に「自然環境の保全」に触れたほうが良いと思います。

21629：ウ国民や民間団体では、「自発的な取組」の前に何かを例示的に挿入しないと、具体性が感じられません。

21634：「奥山から…海にいたるまで」に5行目で「国土レベル」という言葉を使うと規模が大きすぎる感じがします。むしろ「地方レベル」の方が、感覚的に合うと思います。

21645：4行目の「しかし」以下は、「耕作放棄地の増加」の前に「宅地開発の進行による里地里山の減少」を例示すべきだと思います。

21709：2行目「様々な開発行為」は「自然の恵みをいかして価値を生み出す経済活動」の面もありますが、むしろ自然システムを損なう面の方が大きいと思いますので、それなりの留保をした書き方にすべきだと思います。

21818：102ページ最後の、「学校や社会教育施設を舞台とした環境保全活動も重要です。」については、「学校や社会教育施設を舞台」とするならば、環境保全活動よりもむしろ「環境教育・環境学習」だと思います。環境保全活動の舞台であれば「樹林地や源流域・小河川」の方が横浜の現実に合わせています。

21834：「事業者」では、1事業所としての側面を持つ横浜市役所での取組を考えると、「ISOなど環境マネジメントシステムを通して、事業活動のすべての場面において、全ての従業員が環境への配慮を実践的に理解」ということを書き込んでいただきたいと思います。

21835：「地方公共団体」の役割では、「地球温暖化対策、廃棄物削減、グリーン商品の購入など、環境保全に関する率先行動」を位置づけていただきたい。地方公共団体のこのような率先行動は、従来の行政から国民（市民）への指示的環境施策でなく、実際に職員が取り組んだ経験をもとに施策を提示していくという積極的な意味があると思います。

21911、22139：「先端技術との関わり」の「ナノテクノロジー」については、現在リスク研究も同時並行的に行われているところであり、「新技術の開発にあたっては、環境面での新たなリスクを生み出さないよう、リスク研究も平行して行う必要がある」という文脈の中で書く必要があると思います。

21934：「第2項 環境情報の基盤の整備」の項では、全ての内容を含んで「環境情報」という言葉を使っているのですが、どこかの場所で「環境情報」に何まで含んでいるのか「環境情報の内容」を記述したほうが良いと思います。

21944、21946、21954：環境教育・環境学習の開催情報、NPO・活動団体・地方公共団体などが企画する環境関連のイベント、一斉行動の呼びかけなどの「環境活動情報」は、広い意味ではもちろん「環境情報」に含まれると思います。しかし、国民（市民）の環境行動への参加の重要性を考えると、せめてこれらの項では「環境活動情報」という言葉を使って、明記してほしいです。

21959：「参考となる指標」として、様々なニーズに身近な環境情報を提供する「国・地方公共団体等の開設する環境ポータルサイトの数」も挙げられると思います。

21970：国の各省庁、機関においても、積極的に ISO14001 など環境管理システムの導入に取り組むことを明記することが望ましいと思います。

21972：国民の役割として「行政の施策の策定及び実施に…意見を述べること等が期待されます」と記載したことに対応させ、21970 の国、21971 の地方公共団体の欄に「施策の中に積極的に国民(市民)の意見を反映する」ということを明記すべきではないでしょうか。

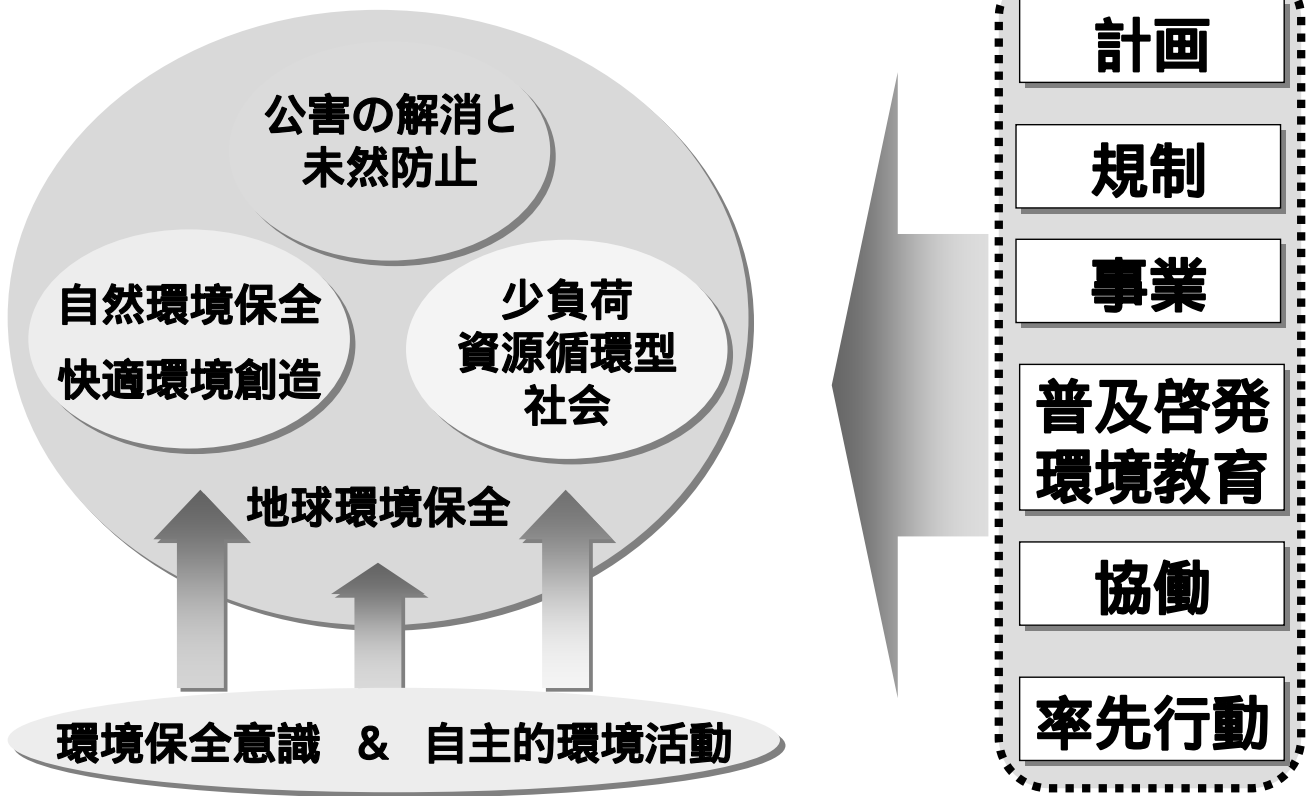
21976：ISO14001 など環境管理システムの導入の意義は「単に、施策や事務・事業による環境負荷を減らす効果だけでなく、職員一人ひとりが自らの業務の中に環境配慮を考え、見出す」点にあると思います。

22115：通常、都市緑化の吸収源としての数値的效果は大変小さいと思いますが、この項のように身近な吸収源として位置づけられることの意義は大きいと思います。吸収源としての効果の大きい緑化方法の研究・提案があれば、一層施策が推進できます。

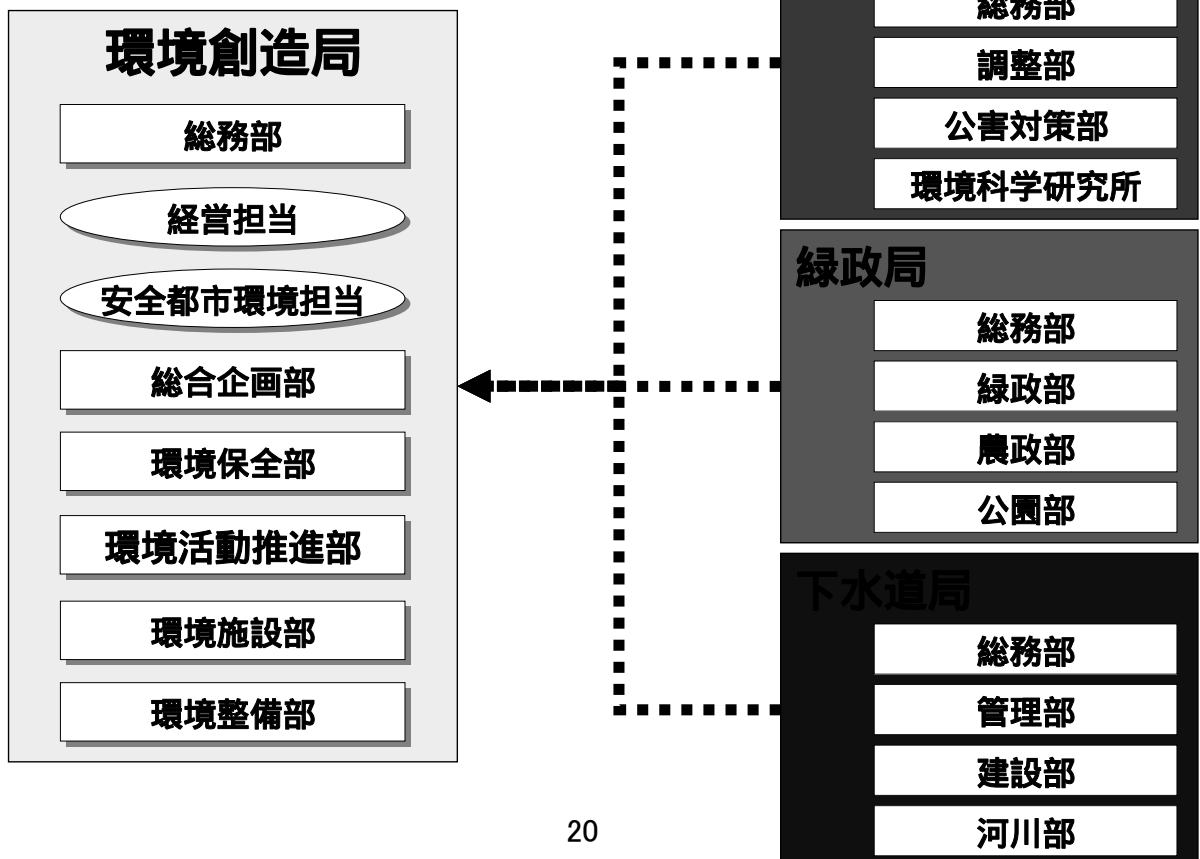
# 環境行政のテーマと手法

テーマ

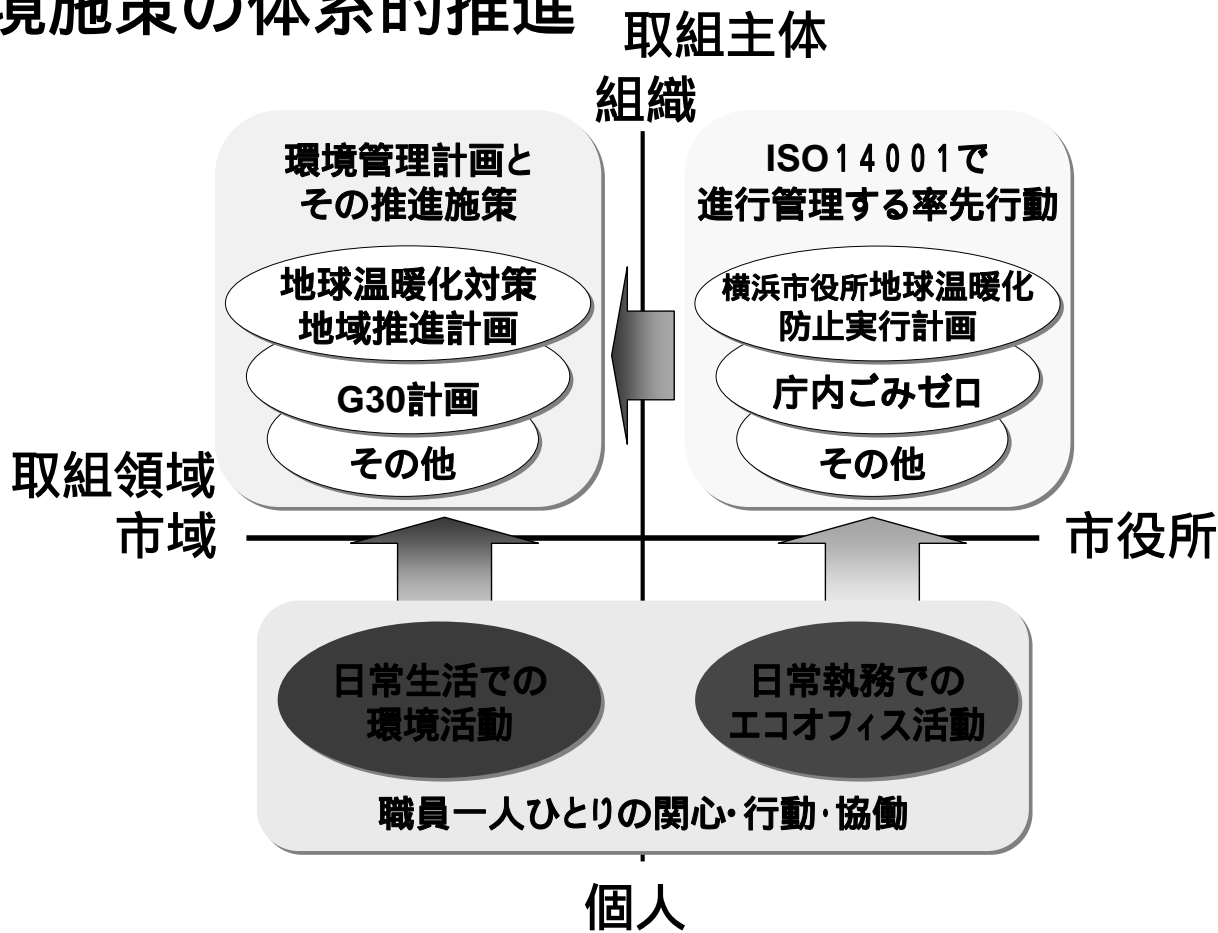
手法



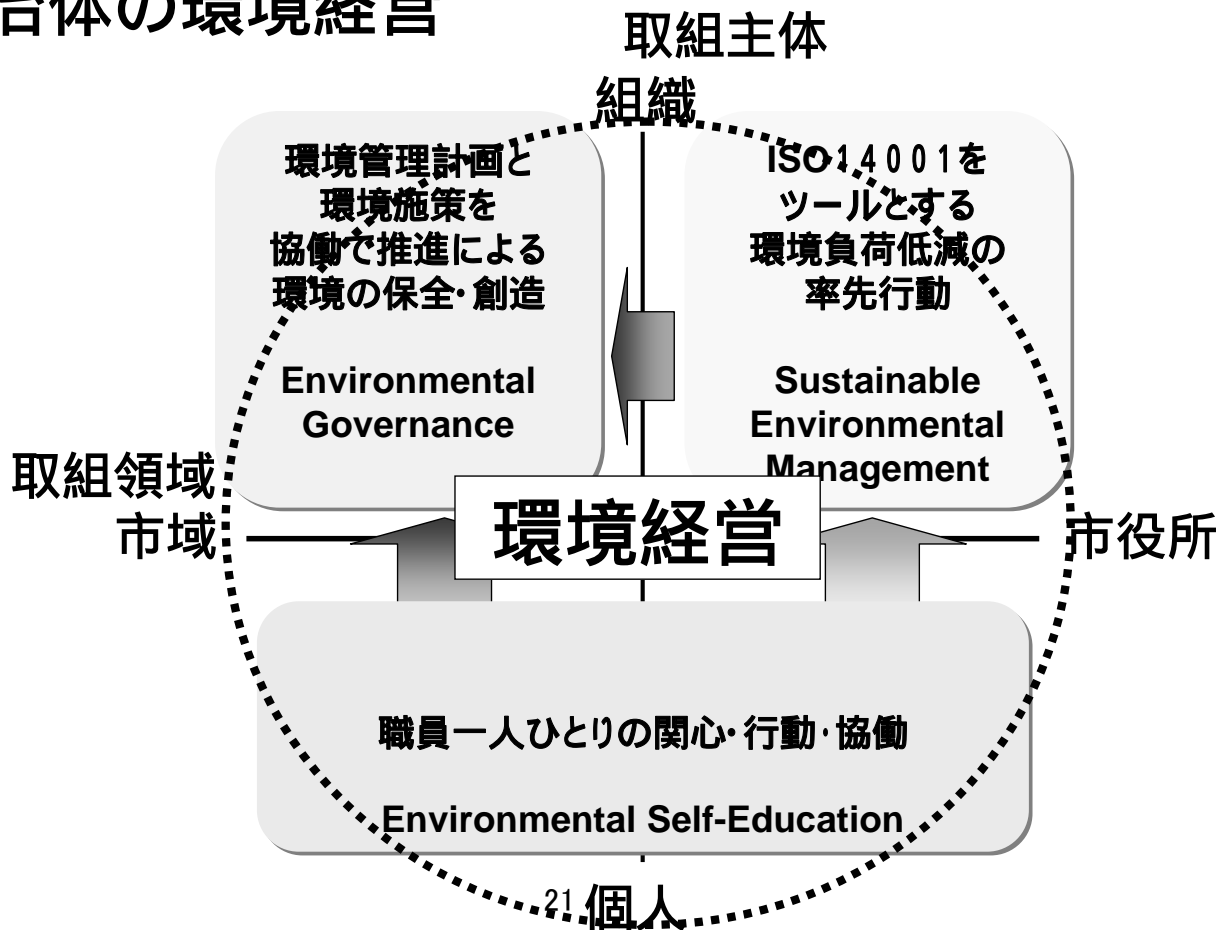
## 環境創造局の誕生 05年4月



# 環境施策の体系的推進



# 自治体の環境経営



平成 18 年 2 月 28 日

第三次環境基本計画に関する中央環境審議会総合政策部会  
近畿ブロックヒアリング発言要旨  
地域でのより充実した環境教育・環境学習の実践に向けて

京エコロジーセンター 阿蘇紀夫

この度は、貴重な機会をいただきありがとうございます。

本日は、私の勤務しております京エコロジーセンターが地域で展開しております環境学習事業の経験から個人的に感じましたことを、数点申し上げたいと思いますので、よろしく願いします。

1. 京エコロジーセンターについて

京エコロジーセンターの事業につきましてご説明したいと思います。

・京エコロジーセンター（正式名称「京都市環境保全活動センター」）は、京都市において、環境教育・環境学習の普及および環境保全活動の支援、環境情報の発信を主な目的とし、市民・市民団体・NPO・事業者・大学等教育研究機関・行政等とのパートナーシップを基本にして事業を進めている拠点施設です。

・環境学習に関する主な事業内容は、環境学習プログラムの開発・実践、環境学習に活用する展示の開発・改善、環境学習教材の作成、環境保全活動における指導者の育成、地域での環境活動を推進する人材となる環境ボランティアの養成、環境学習会や各種分野の環境活動交流会の開催、地域市民団体や企業が主催する環境学習会への講師派遣、環境問題に関心を持つ市民の拡大を図るための普及啓発活動の促進、情報誌・イベントカレンダーなど紙媒体やホームページでの環境情報発信などです。

・環境保全活動の主な支援事業は、助成制度、先進モデル事業の支援・協働実施、地域での環境活動への支援、などです。

・平成 16 年度に「京エコロジーセンター中長期計画」を策定し、当センターの使命、将来像、今後 10 年間の主要なプロジェクトを明確化しましたが、この中でも、「人づくり・場づくり・仕組みづくり」を最も重要な課題としており、多様なプロジェクトの実施を予定しています。（冊子「京エコロジーセンター中長期計画」ご参照）

2. 今までの成果と課題について

第一部、第 1 章、第 2 節、7「環境教育・環境学習等、環境配慮の織込の分野」

(1) 経済活動の面

京都市においても「グリーン購入ネットワーク」が構築されグリーン購入が進んでおり、また、多くの企業で環境マネジメントシステムの導入が進行しています。



しかし、当センターでも、環境報告書を多数「図書コーナー」にありますが、学生等が研究のために閲覧することはあるようですが、一般消費者が報告書を閲覧する例はあまりないようです。

今後は、企業と消費者の環境コミュニケーションをより一層進めるため、一般消費者も興味を持ち、且つ読みやすいようなスタイルを開発していただきたいと思います。

また、とくに中小事業者においては、未だ環境マネジメントシステムの導入が進んでおらず、グリーン購入、環境報告書の作成等は進んでいないように思われます。

## (2) 環境教育・環境学習の面

環境教育・環境学習により「環境意識」は着実に向上していますが、個人や企業（とくに中小事業者）では、未だ消費行動や事業活動では環境保全よりコストが優先されている例も多いようです。

直接環境学習には繋がりませんが、京都市では地球温暖化対策条例が昨年4月に施行され、市民・観光客・事業者を対象に温暖化防止に向けた行動が示されています。

自然エネルギーの使用、省エネルギー配慮、省エネ機器の使用、公共交通機関の利用、アイドリングストップ、廃棄物の減量、従業員の環境教育、建築物での省エネ構造化、環境マネジメントシステムの導入などで、とくに家電製品販売業者や温室効果ガスを一定量排出している事業者については、環境ラベルの掲示や削減計画の作成など一定の活動が義務付けられ、違反者については一定の罰則があります。

## (3) 地域づくりの面

地域での環境保全活動の推進のため、地域での学習会の開催や活動資金・ノウハウの提供・専門的スキルを持ったNPOなどの紹介など、行政の支援は重要であり、国や自治体での仕組みづくりが望まれます。

# 3. 環境政策の具体的な展開について

## （重要分野政策プログラム）

### 第2部、第1章、第8節「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」

#### (1) 環境保全のために行動する人づくり

児童生徒を含む地域住民が「地域環境力」を持ち、具体的な取組を促進することは非常に重要であることは議論の余地がありません。

そのためには、できる限り多数の住民が、環境教育・環境学習により「環境意識」を持つことが必要です。

学校では、環境教育に関する教員研修は必修となっていないところもあるようであり、教員研修が追加されることとなれば、現場担当者の負担が増加しますので、環境教育専門家の導入などの対応を検討する必要があると思います。

また、中小事業者において環境学習を実施する場合、講師等の情報などについて課題があり、行政等の支援など仕組みづくりが必要です。

## (2)環境保全の組織、ネットワークづくり

本環境基本計画では、環境教育・環境学習のためのネットワークは、個人、学校、社会教育施設、地域組織、事業者、事業者組織、NPOなど、行政と民間を含む、非常に多様な主体がかかわることとなりますが、そのようなネットワークをコーディネートする機能を、だれが担うこととなるのか大きな課題であると思います。

環境省、文部科学省、自治体など行政機関が担うのか、中間支援的なNPOなどが担うのか、人材の確保や運営資金を含め、関係主体が対等の立場で十分議論する必要があります。

とくに、地域においてネットワークを構築する場合、自治会のような既存の地域組織との連携が必要になりますが、そのような組織とのコーディネートについては、自治体のコーディネートが重要になります。

また、学校に関しては、当センターでも学校とNPOのコーディネートをしておりますが、教育委員会の理解と支援が必要であることを痛感しておりますので、国レベルでも学校によるNPOの積極的な受け入れをご検討いただきたいと思います。

なお、その場合もNPOに対してある程度の財政的な保障は必要と思います。

## 第2部、第2章、第2節

### 7「各主体の自主的積極的取組に対する支援施策」

#### (1)環境保全のための具体的行動の促進

企業の9割を占める中小事業者の取組促進は、非常に重要な事項であり、環境省はエコアクション21を推進されていますが、京都市でも温暖化対策条例において環境マネジメントシステムの導入を掲げており、現在は「KES環境マネジメントシステムスタンダード」を、地域団体・事業者団体と協働して進めています。そのような地域独自の取組もご支援いただきたいと思います。

消費者への企業情報の開示につきまして、環境ラベルリング事業が進められています。とくに家電製品については、省エネの程度が一般消費者にもわかりやすい仕組みを民間団体でも試行し、一定の成果をあげています。是非、このような取組の成果を活かしていただき、少しでも消費者がわかりやすい、そして、一定期間の電気使用量により比較するなど明確に判断できる表示基準をご検討いただきたいと思います。

環境パートナーシップの推進については、現在、地方環境パートナーシップオフィスの設置を進められていますが、これらは今後も環境学習やパートナーシップの展開におきまして、重要な拠点施設となるとと思いますので、運営団体への支援も拡大・充実をお願いしたいと思います。

### 8「環境教育・環境学習等の推進」

#### (1)学校教育における環境教育・環境学習

総合的な学習の時間は、各学校の計画にもとづいて実施されていますが、その中で

「環境」をテーマとする割合を増加させることが必要です。そのためには環境教育を担当する教員の養成やNPOなど外部スタッフの導入が必要となります。

先に述べましたが、環境教育全般に必要な基礎知識や技能を習得するための教員向け環境教育研修を義務化する必要であると思います。そして、NPOに依頼する場合は、ある程度の資金的な保証が必要であると思います。

また、学校現場に適した教材や学習プログラムの作成のため、教員と環境学習専門家やNPOスタッフがパートナーシップにより協働作業を行うため「環境教材作成協議会（仮称）」を設置し、各地域の歴史文化や自然資源などを活用して、各地域に適した教材やプログラムを現場ベースで作成することが必要であると思います。

### (2) 家庭、地域、職場等多様な場における環境教育・環境学習

家庭・地域・職場などでの環境学習（普及啓発）は、今後さらに推進する必要がありま。環境学習の評価は短期間では困難であり、一定期間継続実施して初めて検討できるものと思いますので、できる限り中長期的に取り組む施策の実施をお願いします。

また、各地域に多様な環境学習拠点施設がありますが、各施設の事業内容や程度も多様です。

については、官民を問わず、できるだけ多くの施設が参加することができる「環境学習施設ネットワーク（仮称）」を、国の政策として構築することを要望します。

このようなネットワークにおいて情報交換や学習プログラムの協働開発、相互施設利用などにより、国内の環境学習施設全体のレベルアップが、早期に図れるものと期待します。

### (3) その他の環境教育・環境学習推進施策

大学・大学院等では、環境問題に関連した調査研究や環境保全活動・環境教育を志す学生が増加しています。そのような学生は、卒業後も習得した知識・経験を活かした仕事につくことを希望しており、一定の収入さえあれば、NPOなどへの就職も可能と考えています。

しかし、現実には、日本におけるNPO専従者の給与水準は低いように聞いており、NPOへの就職は相当程度の覚悟が必要となります。

については、環境教育を志す学生などの就職の場として、環境学習施設の設置を政策的に進め、そのような学生の雇用の場の創設を図っていただきたいと思います。

日本では、いまだ本格的には環境教育・環境学習が広まっていません。

今後、本格的に環境教育を進めていくためには、現在の数倍の指導者が必要であると考えます。環境教育のプロの指導者をさらに養成していくことが重要であると思います。

以上

## 第三次環境基本計画（案）に対する地方ブロック別ヒアリング 意見概要

（社）大阪自然環境保全協会 理事  
ナチュラリスト講座・里山委員会  
常俊 容子

### 国土のグランドデザインについて

持続可能な国土・自然の形成のため、様々な施策の実行に際し、不在地主の増加する中山間地においても、都市近郊においても「土地の所有形態」が大きな障害の一つになっています。

本計画でも社会的要件である土地の所有形態にかかる問題点の現状認識と指摘、その対策が必要です。

特に生態系ネットワークの構築など国土のグランドデザインにかかる計画は、欧州に見られるように、民有、公有を越えた公益性を重視した総有ともいえるべき観点より、理念に留まらず実際のランドマネージメントに踏み込んだ計画を示すべきでしょう。

### 自然環境の保全について

#### ・里地里山

本来農用林、薪炭林など人間の第一次産業という生業の目的のための持続的な利用の結果として培われ獲得した生態系を、農林業が第一義でないのであれば、その生態系の獲得を目的として管理するという意味の違いを明確にした上で、新しい元里山の保全目標と保全システムを考えなければならないでしょう。

そのためには里山の自然環境の現状と、利用形態やそれともなう変遷、社会状況の変化を把握し、里山の持つ様々な社会的科学的な潜在的資源を明らかにし、その役割を把握した上で、保全目標を定め、管理方法を検討する必要があります。

順応的管理のため、自然の変化を継続的に捉える「モニタリング」が必須です。環境省では「市民参加での自然環境のモニタリング調査」として全国約 1000 か所で長期的な（100年？）モニタリングを実施する「モニタリングサイト 1000」事業を進めていますが、安定した状況でモニタリングを実施するためには、調査に関わる市民ボランティアだけでなく、行政や地権者、専門家など、多くの人が協力できる体制とその資金的な裏づけが必要です。

#### ・主体について

元農用林においても、放置人工林においても市民ボランティアによる保全管理活動が各地で行われていますが、面的には点でしかありません。市民ボランティアを「森林作業の代替労働力」として捉えるのではなく、このような活動の意義はひとつには自ら行動することで国土の自然の現状を知り、考え、自然保護の為に税金の有効な使い道に言及できる国民を育てることであり、日本の自然環境の現状を広く国民に知らせる役割も担っているといえます。

#### ・野生鳥獣について

森林行政の一つである野生鳥獣保護行政の予算、人員は欧米に比べ非常に少なく、物理

的に実行不可能な状況にあります。実行可能な予算措置と体制づくりが必要不可欠です。また特定鳥獣保護管理計画は個々の地方自治体を越えた連携と取り組みが必要です。

#### 広報について

環境基本法、新・生物多様性国家戦略、自然再生推進法、森林・林業基本法など、多くの市民は、法令の存在さえ周知していないのが現状で、地方行政や、環境NGOにおいてもその内容、運用をよく把握されているとはいえません。

また「身近な自然の価値は近年広く認められ」、というのもごく一部の関心層においてであり、またスローライフ、LOHASなども商業的な部分で喧伝されるのに留まり、それを広汎に環境保全とつなげるにはまだ至らない状況でしょう。

環境の日のキャンペーンだけでなく、日常的な広報が必要です。

平成18年2月26日

### 第三次環境基本計画（案）に関して

- ・ 日本国として京都議定書遵守をどの様に捉えそして対策を打っていくのか、一部不安がある。物流業の立場からお話させていただければ、例えば現在車両にはNOx・PMに関する規制法はあるがCO2に関しては無い。さらにこの先排気ガスのポスト新長期規制も控えている。これはNOx・PMは減るがCO2は一般的に増えてしまう規制である。欧州ではマイカーの50%をディーゼル車が占めるようになった。これは国の温暖化対策の流れからである。  
更に日本では現在AT限定免許も新設された。MTに比べておそらく10%以上は燃費が悪いAT車を後押ししているようにしか見えない。
- ・ 基本計画案に書かれていることはもっともな事で特段問題があるようには思えないが一番重要なことは広く国民に啓蒙し実践することだと思うがこの点が弱いように感じる。チームマイナス6%を伝えるTVキャスターがネクタイ・スーツ姿をみればとても全員が真剣に温暖化防止を考えているとは思えない。
- ・ インセンティブ効果を国民がもっと享受できるようなスキームを構築したらどうか。スエーデン等は大変参考になると思う。
- ・ 省庁が違うがタクシー・運輸の増車許認可が寛大すぎる。都市部での空車タクシーの台数は目を覆いたくなる。

# 環境基本計画地方ブロック別ヒアリング（大阪会場）

## 意見概要ペーパー

平成 18 年 2 月 28 日

井田環境管理事務所

井田 裕之

### 1. 生活起源環境汚染物質に関するリスクコミュニケーションの高度化および推進

#### 1-1 PRTR 制度の見直しによる円滑なリスクコミュニケーションの推進

生活起源環境汚染物質のうち、PRTR 制度を活用したリスクコミュニケーションについて改善の余地が大きいとされるものとして、以下の物質群（カテゴリ）が挙げられる。

（表）生活起源環境汚染物質のカテゴリ分類例

生活起源環境汚染物質 （カテゴリ）	用途	上市されている家庭向け製品を構成する成分の代表例
合成陰イオン界面活性剤 （石けん（水溶性脂肪酸塩）を除く）	洗剤（洗濯用・台所用・住居用・シャンプーなど）、化粧品・医薬品成分（乳化剤等）	LAS（PRTR1 種 24）、AES、AS、AOS、 $\alpha$ -SFE
合成非イオン界面活性剤	洗剤（洗濯用・台所用・住居用・シャンプーなど）、化粧品・医薬品成分（乳化剤等）	AE（PRTR1 種 307）、APE（PRTR1 種 308） <sup>（注1）</sup> 、アルキルアミンオキシド（PRTR1 種 166）、脂肪酸アルカノールアミド
合成陽イオン界面活性剤	柔軟仕上げ剤・ヘアリンス・除菌剤・医薬品成分（殺菌剤等）	塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（PRTR1 種 251）、エステルアミド型陽イオン界面活性剤 <sup>（注2）</sup> 、塩化ベンザルコニウム
ピレスロイド系殺虫剤	家庭用殺虫剤（衛生害虫用、家庭園芸用、農薬）、衣類用防虫剤、公共施設等の防疫対策用、各種防虫加工剤など	ペルメトリン（PRTR1 種 267）、フェノトリン、エムペントリン、エトフェンプロックス、フタルスリン、イミプロトリンなど
ピレスロイド系殺虫剤用共力剤	家庭用殺虫剤（衛生害虫用エアゾール剤）など	S-421（ビス（2,3,3,4-テトラクロロプロピル）エーテル）、ピペロニルブトキシド、D-D（1,3-ジクロロプロペン；PRTR1 種 137）など

界面活性剤の略名称について

LAS = 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩

$\alpha$ -SFE =  $\alpha$ -スルホ脂肪酸エステル塩

AES = ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸（エステル）塩

AE = ポリオキシエチレンアルキルエーテル

AS = アルキル硫酸（エステル）塩

APE = ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル

AOS =  $\alpha$ -オレフィンスルホン酸塩

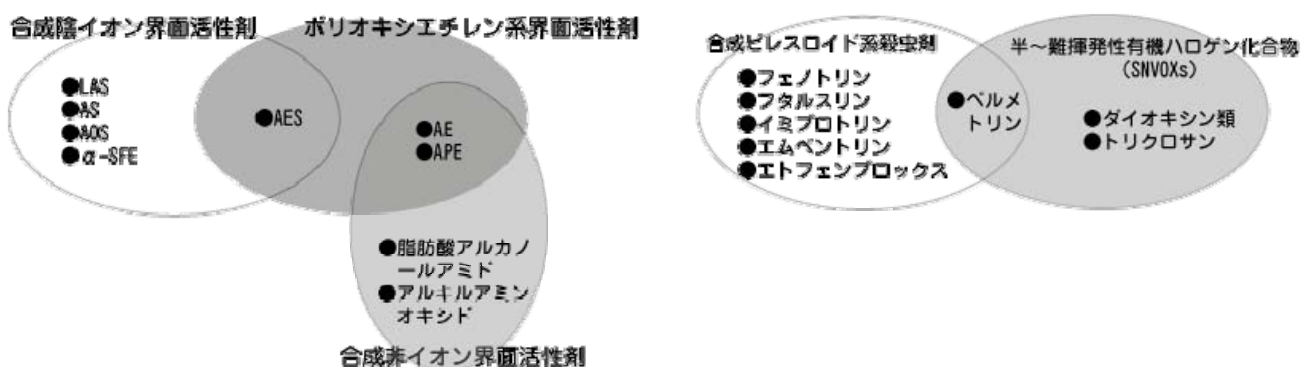
（注1） 家庭用洗剤の成分としてはほとんど使用されなくなっているが、家庭用農薬の展着剤や乳化剤として使用されることがある。

（注2） 製造者などからの構造式データ等の情報開示はほとんどないのが現状である。

上記の物質のうち、同族体指定の PRTR 対象化学物質として内包されるもの、あるいは特定の同族体の一つが PRTR 対象化学物質として内包される場合があります。

それらの中には、PRTR 対象物質（第 1 種 354 種（群）（うち特定第 1 種 12 種（群））・第 2 種 81 種（群））も横断的に存在しているが、PRTR 対象外の物質であっても、毒性によるリスクが同等もしくはそれ以上に高いとされるものも多くあり、問題となっている。また、現行の PRTR 制度で使用・排出・移動量の把握の対象となっている化学物質は、環境（生態系）や人の健康に対する毒性によるリスクが比較的高いとされる化学物質のなかの一部に過ぎない（多いようで実際には少ない PRTR 対象化学物質）。

したがって、広く国民（市民）を対象としたリスクコミュニケーションにおいて、PRTR 制度を実効性のあるものにするためには、上表の左カラムもしくは下の論理図のように、これら化学物質を毒性学的もしくは環境化学的に根拠のある化学構造系統別に整理したうえで、包括的に使用・排出・移動量の把握を行うべきである。そのためには、製造・販売者責任を明確にし、質の高い集計を行うために、流通過程にある製造・販売者を対象とした化学物質管理票（マニフェスト）制度を導入したり、製造・販売者に化学物質の構造情報や毒性によるリスクに関する予防措置的信息（一般の国民を対象としたリスクコミュニケーションを推進するうえで有益な情報を拡充した、内容改良版 MSDS）の開示を求めるなどといった、法制度の改正を視野に入れたうえで実施することが強く求められるところである。



（図）化学構造系統別整理の例